

# 風鈴 ~ふうりん~

2019年 夏号



## 掲載内容

1. 税務情報
2. 郵便貯金の払戻し
3. 相続情報
4. お仕事カレンダー
5. セミナーのご案内

写真提供：株式会社 鈴木花火

©Kiminari Onozato / FPL

私たちはお客様の夢と幸せの実現のために尽くします。



夢は実現する

## 林 公認会計士事務所

〒444-0879

愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14



TEL 0564-57-2559 FAX 0564-58-3811

Email hayashi-k@r4.dion.ne.jp

## 税務情報

# 住宅ローン控除の特例の創設

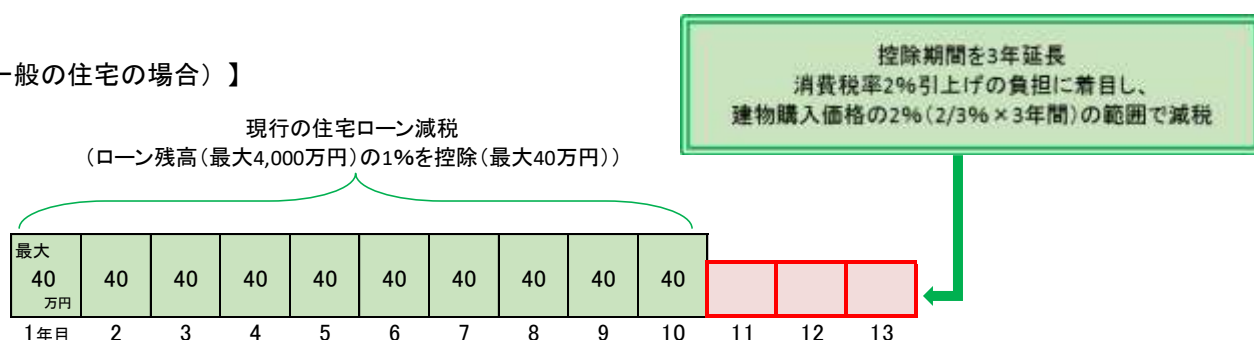
消費税率10%が適用される住宅を取得等して2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその住宅に居住した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の期間を延長する特例が創設されます。

### 消費税率アップによる反動減対策

現行の10年間控除する制度を3年間延長し、11年目から13年目までの各年の税額控除額について、区分に応じて算出した金額を税額控除する特例です。現行制度と同様、所得税額から控除しきれない金額は個人住民税から控除します。

2019年10月1日から2020年12月31日までの取得や居住のうち、2019年3月末までの契約によって8%の経過措置が適用される住宅は今回の特例の対象外となります。

【拡充イメージ（一般の住宅の場合）】



## 手続きはお早めに！

# 郵便貯金の払戻しには期限があります！

郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日まで）に郵便局に預けた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金（以下郵便貯金）は、預入の日から10年が経ち、すべて満期を過ぎています。

### 満期を過ぎた郵便貯金は早めの払戻しを！

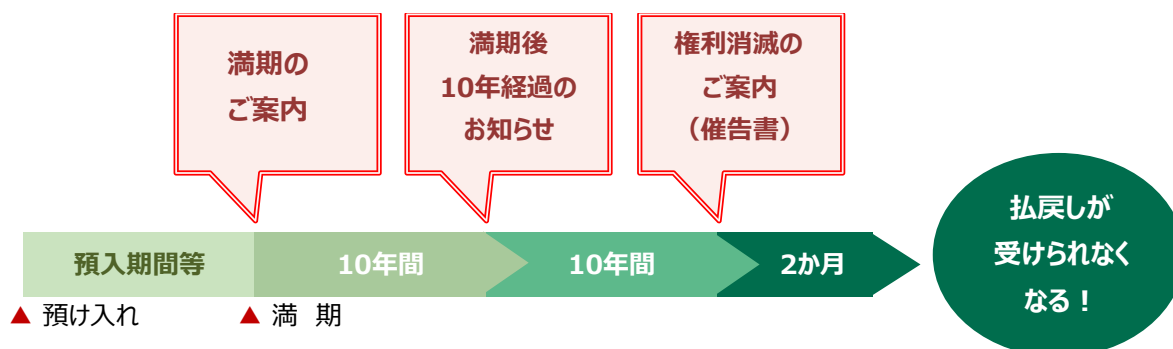
満期を過ぎた郵便貯金の手続きを先延ばしにしてはいませんか？

法律の規定により、満期後20年2か月経つと、郵政民営化前に預けた郵便貯金の払戻しが受けられなくなりますので、早めに払戻しの手続きをしましょう。

該当の郵便貯金のある方には、満期後10年が経過する時、満期後20年が経過する時に案内が送付され、さらに「権利消滅のご案内（催告書）」も送付されますが、住所が変わってしまった場合などは届かないこともありますので注意しましょう。

2007年（平成19年）10月1日以降に預け入れた貯金はこの対象ではありません。

詳しくは、郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行の店舗までお問い合わせください。



## 相続情報（税制改正）



# 一括贈与の非課税制度の課税強化

教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与の両非課税制度について、適用期限が2年延長されました。

### 教育資金の一括贈与の非課税制度

平成31年3月31日までに30歳未満の者の教育資金に充てるため、父母や祖父母から金融機関の信託契約等に基づいて贈与された金銭のうち、1,500万円まで（学校等以外に支払うものは500万円が上限）の金額は非課税となる制度について、次の見直しが加えられた上で、令和3年3月31日までへと2年延長されました。

- ①贈与を受ける方の所得金額が1,000万円を超える場合には適用できません。
- ②贈与を受けた方が23歳に到達した日以後に支払われる教育資金のうち、塾やスポーツ・文化芸術に関する習い事等に係る費用は適用範囲から除外されます。
- ③贈与から3年以内に贈与者が亡くなった場合、贈与を受けた方が23歳以上であれば相続税に加算されます。（在学中を除く）
- ④贈与を受けた方が在学中等の場合は、30歳に達したとしても終了せず、最長40歳まで延長できます。

### 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度

平成31年3月31日までに結婚・子育ての資金として、父母や祖父母から金融機関の信託契約等に基づいて贈与された金銭のうち、1,000万円まで（結婚資金は300万円が上限）の金額は非課税となる制度について、令和3年3月31日までへと2年延長されました。

ただし、贈与を受ける方の年齢が20歳未満又は50歳以上の場合や、贈与を受ける方の所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

詳しくは当事務所担当者までお問い合わせください。



## 相続対策セミナー開催しました！

6月14日（金）りぶらにて、相続税の改正税制セミナーを行ない、50名近いお客様にお越しいただきました。皆様には熱心に耳を傾けていただき、感謝申し上げます。

相続は各家庭により様々。なかなか正解が分からないことも多いかと思えます。

不安な点や迷った点はお気軽にご相談ください！





## 7月

10日(水)

- 源泉所得税、住民税(特別徴収) 6月分納期限
- 算定基礎届 提出期限
- 労働保険の年度更新手続

31日(水)

- 固定資産税 第2期 納期限
- 所得税 予定納税 第1期 納期限
- 普通徴収分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料 第1期

## 8月

13日(火)

- 源泉所得税、住民税(特別徴収) 7月分納期限

10日(土)~15日(木)

林公認会計士事務所 夏季休業期間

## 9月

2日(月)

- 個人事業税 第1期 納期限
- 個人事業 消費税中間納付 納期限
- 普通徴収の住民税 第2期 納期限
- 普通徴収分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料 第2期

10日(火)

- 源泉所得税、住民税(特別徴収) 8月分納期限

30日(月)

- 普通徴収分の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料 第3期

## 林会計からのお知らせ



## 定期セミナーのご案内

当事務所では、下記セミナーを定期的を開催しております。  
毎週水曜日に開催し、内容は週替わりとなります。  
現在は下記5テーマでお送りしていますが、今後も増える予定です。

## 【セミナー内容】

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| ① 経営計画セミナー  | 誰でも作れる経営計画書の作成方法を公開します         |
| ② 月次決算セミナー  | 分析に使いたくなる損益計算書の見方を解説します        |
| ③ 経営会議セミナー  | 従業員総活躍時代！従業員を活かす会議術を伝授します      |
| ④ 相続税セミナー   | 相続税の基本的なしくみを分かりやすく解説します        |
| ⑤ 相続税改正セミナー | 相続税の最新の改正及び、民法(相続法)改正について解説します |

## 【日 程】

日 時：毎月 毎週水曜日 17:00~18:30

場 所：当事務所 2階 会議室

参加費：1人1,000円(テキスト代)

参加者が少人数でも、お一人お一人丁寧に対応致します。  
ご興味を持たれた方は、ぜひお問い合わせください。(受付担当：井畑)

林公認会計士事務所 TEL:0564-57-2559 FAX:0564-58-3811 Email:hayasi-k@r4.dion.ne.jp

公認会計士  
税 理 士

林 和夫

公認会計士  
税 理 士

渡邊研司